

平成23年度 第2回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年5月18日（水）午前10時～11時

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	中原都

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について

報告第1号 平成22年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の結果について

報告第2号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

5 議事の公開・非公開

議案第1号及び報告第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

2 報告第1号

平成22年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の結果について、事務局が説明

した。

【説明】

① 調査概要

労働基準法及び労働安全衛生法順守の観点から、人事委員会が労働基準監督の職権を行使する105事業場（12号事業場（教育・研究・調査）及び官公署）に対して実施した。調査内容は次のとおり。

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・順守事項関係
- (2) 労働基準法に規定される基準・順守事項関係
- (3) 勤務時間管理の実態

② 調査結果、対応等

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・順守事項関係

ア 安全衛生管理体制（衛生管理者、安全推進者（知事部局）、衛生推進者及び産業医の選任状況並びに衛生委員会の開催回数）

(ア) 衛生管理者の選任、報告状況

【調査結果】

- ・埋蔵文化財センターの11月1日現在の職員数は247人であり、常時使用する労働者数が200人を超えるため、衛生管理者2名以上の選任が必要である（労働安全衛生規則7条1項4号）が、1名しか選任されていない。
- ・その他の衛生管理者の選任が必要な事業場については概ね適正に行われていた。

【対応等】

- ・埋蔵文化財センターに対しては昨年度も指導をしたが、衛生管理者の選任のために必要な資格取得の機会を逸していたもの。今年度も同様の雇用が見込まれるならば、2名選任して安全管理体制を整備するよう同センターに対し文書で依頼した。
→ 埋蔵文化財センターは、平成23年に職員に資格取得させ、2名選任とする考えである。

(イ) 安全推進者、衛生推進者、産業医の選任、報告状況

【調査結果】

- ・特段の指導事項なし。

(ウ) 衛生委員会の開催

【調査結果】

- ・知事部局本庁及び東部総合事務所生活環境局の2事業場が平成22年度において一度も開催されていなかった。

【対応等】

- ・当該2事業場に対し、衛生委員会を開催するよう指導した。
→ 2事業場とも平成23年度以降は開催する予定であるとのこと（知事部局本庁は、衛生委員会を兼ねた鳥取県総合安全衛生委員会（第1回）を開催済み。）。

イ 事故発生回数・死傷病者数

特段の指導事項なし。

ウ 有害な業務の有無・定期自主検査実施状況

調査対象：16事業場（問題があると思料された事業場）

項目及び該当所属	調査結果	対応等
(ア) 作業主任者等について (水産試験場、倉吉農業高等学校)	作業主任者等の有資格者が業務を行っていない。	死亡・傷害事故の原因となりかねない重大な違反であるので、就業に必要な資格等を保有していない職員に業務を行わせないこと、職員に資格を取得させることを文書で指導した。 →クレーン等の取扱業務の必要が生じた場合は資格保有業者に依頼する、業務に就業する者に特別の教育を受けさせる（水産試験場）、担当に資格を取得させることとし、資格を取得するまでは使用しない（倉吉農業高校）旨報告あり。

(イ) 設置届・設置報告について (園芸試験場、西部県民局、倉吉農業高等学校)	法令上行うべき設置届、設置報告が当委員会にされていない。	設置届等必要な手続が行われているか点検させ、未届けとなっていた事業場に対し設置届等を行うよう指導した。 →園芸試験場、西部県民局、倉吉農業高等学校からクレーンの設置報告あり。
(ウ) 定期自主検査について (衛生環境研究所等 11 事業場)	定期自主検査が必要とされる機械の定期自主検査を実施していない。	改めて調査を行い、問題点を具体的に把握し、是正すべき事項について指導し、改善を促していく。 →専門業者に委託する、今年度以降定期的に自主検査を実施する、取扱量少量のため適用除外の認定を受ける予定(※)である等報告あり。
(エ) 健康診断について (水産試験場、日野農林局、埋蔵文化財センター、智頭農林高校)	事業場調査で有害な業務があると報告しているにもかかわらず、年に2回実施すべきとされている有害業務に関する健康診断が報告されていない。	改めて調査を行い、問題点を具体的に把握し、是正すべき事項について指導し、改善を促していく。 →平成23年度から実施する、取扱量少量のため適用除外の認定を受ける予定(※)である等報告あり。
(オ) 有害業務に係る法規制の遵守について (東部生活環境局、鳥取工業高校)	平成21年度から行っていた有害業務の確認の結果、法規制を順守している旨の回答が得られていない。	改めて調査を行い、問題点を具体的に把握し、是正すべき事項について指導し、改善を促していく。 →東部生活環境局からは有害業務の取扱がない旨連絡があった。鳥取工業高校は、特定化学物質業務等について、適用除外の認定を受けていないにもかかわらず取扱量が少量であることを理由に作業環境測定や健康診断を実施していなかった。法規制が順守されていないため、継続して指導を行い改善を図っていく。

※今年度中に複数の事業場から適用除外の認定申請がなされる見込み。

(2) 労働基準法に規定される基準・順守事項関係

特段の指導事項なし。

(3) 勤務時間管理の実態

調査対象：15事業場（36協定を締結する12号事業場（54事業場）のうち事前調査において違反の可能性が高いと認められた所属）

【調査結果】

- ・「時間外勤務及び休日勤務に関する協定（36協定）」を超えて時間外勤務・休日勤務を行わせている事例、就業時間又は時間外勤務を終えた時間と退庁時間が乖離している事例等があった。

【対応等】

- ・協定を順守するよう指導するとともに、必要に応じ協定の見直しを行うよう助言し、対応方針の報告を求めた。
→協定の周知徹底、業務分掌等の変更による調整、職員への指導助言等により協定を順守する、協定の見直しを検討する等各事業場から報告あり。

③ 今後の労働基準監督、労働安全衛生管理について

各事業場に対し継続して指導助言していくとともに、上記の問題点について、今年度の事業場調査において重ねて対応状況の確認、指導を行う。

【質 疑】

委 員

実際は業務量に余裕がないのではないか。

事務局

時間外勤務自体は減っている。勤務時間管理もよくなってきている。事業場調査によって認識を深めてもらうことが重要であると考えている。

委員

退庁時間との乖離については引き続き注意をお願いします。

委員

管理職が異動した職場について、改めて36協定に関して指導助言を徹底する必要がある。

委員

調査をやること自体に意味があるとは思いますが、改善しない所属への指導助言についてよく検討していただきたい。

3 報告第2号

職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成23年6月6日（月）午前10時から開催することとした。